

市立岸和田市民病院クリーンエリア清掃業務委託契約について、次のとおり条件付一般競争入札を行う。

平成 30 年 8 月 6 日

岸和田市長 永 野 耕 平

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 業務委託の名称

市立岸和田市民病院クリーンエリア清掃業務委託

(2) 業務の場所

岸和田市額原町 1001 番地

(3) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 業務期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 32 年 10 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

(2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含

む。)があった場合については、この限りでない。

(5) 本市において、建築物清掃及び院内清掃の入札参加資格を有する者であること。

(6) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止期間中にある者でないこと。

(7) 申込書提出時において、建設工事、建設コンサルタント業務、物品調達、業務委託等に係る入札又は契約に関し、損害賠償請求(違約金の請求を含む。)を本市から受けていない者であること。

(8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(9) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成25年10月1日施行)に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

(10) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号に掲げる事業について、都道府県知事の登録を受けている者であること。

(11) 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスマーク認定証書を有している者であること。

(12) 平成25年4月1日からこの告示の日までの間に、継続して2年以上、病院(病床数が200以上のものに限る。)で、清掃業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(13) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たし、同条第1号に定める受託業務の責任者を第1項第4号の業務期間内において配置できる者であること。

(14) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 岸和田市内に本店を有する者(以下「市内業者」という。)又は支店、営業所等を有する者(以下「準市内業者」という。)であること。

イ 当該業務を共同連帯して営むことを目的として、次に定める要件を満たす共同企業体(2者で構成するものに限る。)であること。

(ア) 代表構成員にあつては第1号から第13号までの要件を満たし、他の構成員にあつては第1号から第11号までの要件を満たしていること。

(イ) 代表構成員又は他の構成員が市内業者又は準市内業者であること。

3 入札参加資格審査申込手続に関する事項

本入札に参加を希望する者は、第1号に掲げる書類を市立岸和田市民病院事務局経営管理課へ提出し、本市の資格審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申込書

イ 参加受付票

ウ 共同企業体を構成する者の中で締結された特定業務委託共同企業体協定書（共同企業体で申し込む場合に限る。）

エ 病院の清掃業務に関する履行実績証明書（共同企業体の場合にあつては、代表構成員が履行したものに限る。）及び当該病院の清掃業務に係る契約書の写し

オ 最新の医療関連サービスマーク認定証（共同企業体の場合にあつては、代表構成員及び他の構成員が交付を受けたもの）の写し

カ 最新の建築物清掃業登録証明書（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）第 32 条に規定する登録証明書（前項第 10 号に係るものに限る。）をいう。）（共同企業体の場合にあつては、代表構成員及び他の構成員が交付を受けたもの）の写し

(2) 条件付一般競争入札参加申込書等の提出

平成 30 年 8 月 27 日（月）から同月 31 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間（正午からの 45 分間を除く。）に、市立岸和田市民病院事務局経営管理課まで持参して提出すること（郵送は不可）。

(3) 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果、資格を有すると認めた者には、平成 30 年 9 月 10 日（月）午後 5 時までに入札参加通知書、入札説明書及び入札要項を電子メールで通知するものとする。

入札参加を認められなかった者については、書面によりその理由を付して通知するものとする。

4 仕様書等の閲覧等

(1) 当該業務の仕様書等は、平成 30 年 8 月 6 日（月）から平成 30 年 8 月 31 日（金）まで市立岸和田市民病院事務局経営管理課にて配布する。

(2) 仕様書等に関する質疑がある場合は、平成 30 年 9 月 5 日（水）午後 5 時までに、次の送付先に質疑書を電子メール又は FAX で送付すること。その他の方法による質問には一切応じないものとする。また、電子メール又は FAX の送信後、本市担当まで電話により着信確認をすること。

送付先 市立岸和田市民病院事務局経営管理課

メールアドレス byouin@city.kishiwada.osaka.jp

FAX 072-441-8812

当該質疑に対する回答は、平成 30 年 9 月 10 日（月）に入札参加資格を得た者全員に回答書を参加申込書に記載されたメールアドレスに電子メールで送付する。ただし、入札参加を認められなかった者については回答しないものとする。

5 入札執行の日時及び場所

平成 30 年 9 月 19 日（水）午前 10 時

市立岸和田市民病院 3 階講堂

※ 入札時刻に遅刻した者は、失格とする。

6 入札執行の取りやめ等

入札参加資格を有する者の数が 1 となった場合は、本入札を中止することがある。この場合のほか、やむを得ない事由により入札執行を取りやめ又は延期するべきと判断したときは、入札執行を取りやめ又は延期するものとする。

7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 業務委託入札心得第 9 条に該当する入札

(2) 入札時点までに指名停止要綱により指名停止の措置を受けた者が行った入札

8 入札保証金

本入札に参加を希望する者は、岸和田市病院事業会計規則（平成 26 年規則第 24 号。以下「会計規則」という。）第 136 条の規定により入札予定価格の 100 分の 3 に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規則第 137 条の規定により準用する岸和田市財務規則（平成 9 年規則第 11 号）第 108 条各号のいずれかに該当する場合は、納付を免除する。

9 契約保証金

契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額以上の額を契約保証金として納付すること。ただし、会計規則第 137 条の規定により準用する岸和田市財務規則第 123 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 最低制限価格の設定

施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき最低制限価格を設ける。

11 契約に関する事項

契約条項は、平成 30 年 8 月 6 日（月）から同月 31 日（金）まで（ただし、岸和田市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）第 1 条第 1 項の市の休日を除く。）の間に、市立岸和田市民病院事務局経営管理課において配布する。

12 その他

(1) 現場説明については、これを省略する。

- (2) 落札者が契約の日までの期間に、第2項に規定するいずれかの要件を満たさなくなったときは契約を締結しない。この場合、岸和田市は受託候補者に対して何ら責任を負わないものとする。
- (3) 共同企業体に参加する入札については、共同企業体の名称を明記し代表構成員が入札に参加するものとし、他の構成員は入札に関する一切の権限を代表構成員に委任しているものとみなす。
- (4) 共同企業体の構成員は、本件入札について、併せて他の共同企業体の構成員となること又は単独で本件入札に参加することはできないものとする。

13 入札及び契約に関する問合せ先

市立岸和田市民病院事務局経営管理課
電話 072-445-1000 (内線 3311)